

○ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号) 附則第三百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行規則(抄) (第二十七条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(業務管理体制の整備に関する事項の届出)</p> <p>第四百十条の四十 介護サービス事業者(法第一百五十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。)は、同項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第百六十五条の三 削除</p>	<p>(業務管理体制の整備に関する事項の届出)</p> <p>第四百十条の四十 介護サービス事業者(法第一百五十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。)は、同項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第百六十五条の三 法第二百三条の五第一項の規定により、法第二十四条第一項及び第二項、第百二条第二項、第百四条第三項、第百十五条の三十三第一項及び第四項、第百十五条の三十四、第百九十七条第一項及び第二項並びに第二百三条の三第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、<u>地方厚生局長に委任する。</u></p>